

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 入退会規定

平成 27 年 7 月 1 日 制定

●入会の資格について

下記の要項を全て満たすことが条件となる。

1. 入会希望の経営者は、相当期間の旅館業経営の経験を有し、社会的な信望が篤く、旅客に安全、清潔、快適な宿泊を提供することによって、観光事業など地元の発展推進に寄与し、組合の趣旨・目的に理解と熱意を有する者であること。
 2. 組合が定める以下に示す全ての費用を支払うこと。

a) 共通登録料	施設規模に関わらず一律 10,000 円
b) ランク別登録料	} b・c・d の金額は部屋数別規定(別紙)による
c) 賦課金(組合費)	
d) 地域振興基金(旅政連会費)	
e) 千葉県暴力団追放県民会議費	
- ※ a・b は入会時のみ請求が発生。
※ c・d・e は、上期・下期の年間 2 回、一括で行う請求に対し遅延なく納付すること。
- ・入会希望者は必ずそれぞれの地元地区支部に加入すること。
 - ・地区支部がない地域の会員については、隣接の支部に加入の可否を確認し、加入が認められなかった場合のみ県組合に直接加入することができるが、地区支部会費に相当する会費(1,000 円/月)を県組合費に併せて支払うこと。
 - また地区支部が存在するも、その加入を希望しない場合は、本来支部に支払うべき支部加入金や支部会費等の金額を県組合費に合算して支払うこと。
3. 会員は適正な料金のもと健全なサービスを提供し、宿泊料金の過当競争、不当料金の要求、秩序を乱す誘客行為等をしないとともに営業上の申し合わせ事項を遵守する。
 4. 会員は組合の支部にあたる「地域の旅館組合」等に参加するとともに、社会の秩序、良俗、習慣を乱す者であってはならない。
 5. 会員は暴力団関係者、または反社会的な事業を行う者であってはならない。
 6. 新規開業の宿泊施設については上記 1～5 の全てを満たしたうえ、「旅館業の営業許可」の取得をもって加入選考の対象とする。既会員が新規旅館ホテル(買収も含む)を開業する場合も同様とする。また会員でない者が、会員施設を譲り受けて営業する場合についても、これに準ずる。
 7. 旅客に提供する施設客室の設備および調度品は社会通念上および公衆衛生法上、適切、清潔、快適であること。
 8. 会員施設は旅客に対し、規模に応じて「おもてなしの心」をもった親切丁寧なサービスを提供すること。
 9. 会員は宿泊約款を旅客の見えるところに提示する。

10. 会員施設は建築基準法、消防法、公衆衛生法に適合または適合するように努めること。

11. 会員施設は旅館賠償責任保険に加入するよう努めること。

◎入会手続きと審査について

- 1) 入会希望者は入会希望申請書（別紙）及び会員調書（別紙）に必要事項を記入の上、各支部組合へ提出する。
- 2) 支部組合長の審査、承認の後、県組合へ提出。
- 3) 県組合において提出された書類に基づき事務局が厳正に審査した内容を執行部会へ上げ再度審査し、最後に理事長の承認（印）をもって入会承認とする。
県組合へ書類一式の提出があった日より3ヶ月以内に可否を決定する。
- 4) ただちに登録料および半期ごとの会費納入（月割りにて事務局が計算した金額の入金）があつて正式入会とする。

●退会及び除名について

下記のいずれかの場合において会員は退会または除名扱いとする。

- (1) 千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合の定款に違反した場合。
- (2) 組合の細則および入会、会費規定等に違反、または組合に対し故意もしくは重大な過失をもって損害を与えた場合。
- (3) 会員からの退会の申し出があつた場合。
- (4) 会費等が指定期限内に未納であり、その後2回の督促を受けてから3ヶ月以内の入金がない場合は退会扱いとして処理する。ただし特段の事情がある場合は事前に支部組合長からの連絡をもって猶予することができる。

●会費改定について

- (1) 全体の会費については社会情勢などを考慮の上、必要がある時は5年に1度、執行部会で見直しをし、理事会及び総会にて決定する。
- (2) 各会員の会費は、会員調書に記載の部屋数と組合費の部屋数別規定に基づき決定する。2年毎に県組合より提出を求める会員調書、または部屋数の増減が発生した時点で組合員より報告を受けたいずれも場合も、部屋数変更は次回以降の県組合費請求内容に反映する。
- (3) 各会員の会費は公平性を担保するため、いつでも事務局にて閲覧・公開できるようにする。
- (4) 執行部会、理事会にて全会員の会費一覧表を配布し、常に整合性を確認する。

●休会について

- (1) 工事や配慮すべき事情等による休会の場合、休会届（別紙）に休会期間及び理由等を明示し、支部長経由にて県組合へ届け出る。執行部会の判断により、会費を月割りで計算し、休会中のこれを徴収しないと決定することがある。ただし、会費を徴収しない期間が3年をこえる場合は退会となる。
- (2) 宿泊事業を継続的に営んでいる期間中の休会は不可とする。

入会費・賦課金（組合会費）等の規定

平成 28 年 4 月 1 日より

●入会について

組合への施設の登録料について

- 登録料は同一事業者であっても経営施設の営業許可証毎に必要とする。
- 観光旅館やビジネスホテルなど様々な営業形態があるが、登録料その他の会費も含め部屋数をもって、すべて均一に判断する。
- 一端、退会。その後、再加入については、退会后 3 年以内であれば登録料を免除する。

◆共通登録料 金額 ￥ 10,000-

◆ランク別登録料

部屋数	金額	部屋数	金額
10室以下	￥10,000	50室以下	￥50,000
20室以下	￥20,000	100室以下	￥70,000
30室以下	￥30,000	101室～	￥100,000

登録料は上記 2 つの合計額を承認後 1 ヶ月以内に支払う。

●賦課金（組合費）・地域振興基金について

会費等の算定方法については部屋数により、以下の通り月額を設定する。

部屋数	賦課金（組合費）	地域振興基金
1～10室	600円	100円
11～15室	1,100円	170円
16～20室	1,600円	250円
21～30室	2,200円	350円
31～50室	3,000円	500円
51～80室	4,100円	670円
81～120室	5,600円	900円
121～180室	7,200円	1,200円
181～270室	9,000円	1,500円
271～400室	11,000円	1,900円
401室～	13,500円	2,400円

ただし、地元の県組合支部（地元組合など）が存在しない場合は上記の月額賦課金に一律、月額 1,000 円の支部会費相当分を上乗せして県組合に支払う。

また地区支部が存在するも、その加入を希望しない場合は、本来支部に支払うべき支部加入金や支部会費等の金額を県組合費に合算して支払うこと。

●(財)千葉県暴力団追放県民会議費について

1 施設、年額 1,000 円（請求は上期・下期 各 500 円）を納付のこと。

●納付方法について（原則、千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合の賦課金等は県組合事務局に直接納付する。）

賦課金等の納付は下記の 2 期（6 ヶ月分×2 回）とする。

- ・ 上期： 4 月～9 月分 6 月末請求－7 月末迄に納付
- ・ 下期： 10 月～3 月分 11 月末請求－12 月末迄に納付